平成２２年（フ）第３１８５号
札幌市南区簾舞３条５丁目９番８号
債務者　西村　秀美
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２０１号
札幌市東区東苗穂３条１丁目１番13号
債務者　高橋　香織
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２１１号
札幌市豊平区平岸１条21丁目１番10―306号
債務者　佐藤　郁子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２９０号
札幌市手稲区前田８条15丁目17番12―206号
債務者　川越　郁子（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３１６号
札幌市東区東苗穂６条１丁目５番11号　コーポ石川201号
債務者　大林　久夫
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３２７号
北海道江別市野幌末広町８番地の９　ハッピーマンションＮＯ．３―102号室
債務者　鈴木　俊晴
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３３１号
北海道江別市大麻泉町５番地の２　ハートアベニューⅡ203号室
債務者　音田　祐司
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３６１号
北海道千歳市東雲町３丁目１番地の12
債務者　高橋美津子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３９０号
札幌市豊平区平岸２条８丁目２番６―504号
債務者　上村　政隆
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４０６号
札幌市西区西町北２丁目２番15号　プラザイン西町202号
債務者　三島ふしゑ
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４１６号
札幌市白石区南郷通13丁目南３番１―604号
債務者　佐藤　暢子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４５４号
札幌市南区澄川５条３丁目９番10―213号
債務者　辻　　美幸
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４７４号
札幌市西区福井４丁目２番13号
債務者　横山　貴之
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５２４号
札幌市豊平区平岸１条15丁目３番７号　マンション檜の家103号
債務者　木村小百合（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１７号
千葉県匝瑳市八日市場イ2710番地
債務者　佐藤加奈子（旧姓牧田）
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第８６号
高知県高岡郡佐川町永野1761番地４
債務者　佐内　照子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第１３６号
岩手県一関市萩荘字落合43番地２
債務者　渋谷　博利（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１８１号
岐阜県揖斐郡揖斐川町東津汲1724番地２
債務者　大西さよ子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係